

南丹市障害者計画の進捗管理について

●南丹市障害者計画抜粋 (P 23～28)

第3章 計画の基本方針

1 計画の基本理念

本市は、総合振興計画で定めたまちの将来イメージ「森・里・街・ひとがきらめく ふるさと 南丹市」を掲げ総合的なまちづくりを進めています。

総合振興計画で示す障害福祉の分野に関しては、10年後のめざす姿として「障がいの種別や程度に関わりなく、障がいのある人も地域の一員として社会とかかわりながら、地域のなかで安心して生活していける共生社会の実現をめざします。」を掲げています。

2012年(平成24年)3月に策定した「南丹市障害者計画」では、『障がいのある人もない人もともに安心して暮らせるユニバーサル社会のまち 南丹市』を基本理念とし、各種障害者施策を進めてきています。

本計画においては、2012年(平成24年)3月に策定した「南丹市障害者計画」の基本理念を踏襲しながら、“ユニバーサル社会”という言葉を“地域共生社会”と表現し、より一層地域一体となって障がいの有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し、支えあう、地域共生社会をめざします。

◆ 基本理念 ◆
障がいのある人もない人もともに
安心して暮らせる
地域共生社会のまち
南丹市

2 計画の基本的視点

基本理念のもと、障害者基本法や障害者総合支援法等関連法の趣旨を踏まえ、次の基本的な視点に立って計画を推進します。法律や制度の隙間を埋めて、南丹市の地域特性を生かしながら、障害福祉サービス等を必要とされている方へ届くものとなっているのかを常に点検、分析、評価し、最も必要とされている方に視点を当てた施策を進めます。

◆ 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

障がいのある人が障がいの種別や程度に関わりなく、自立と社会参加の実現を図ることができるようにするために、サービスを選択し、必要な支援を受けながら参加できるような、障害福祉サービスの提供基盤の整備を引き続き推進します。

◆ 障害福祉サービスの提供体制の充実

障害者総合支援法により、障害福祉サービスは、身体障がい、知的障がい、精神障がいと障がい種別ごとに分かれていた制度を一元化し、難病患者等も含め、共通のサービスが提供される仕組みに統一されました。今後、障がいの種別や地域等により提供されるサービスに格差が生じないように、障がいのある人のニーズを踏まえたサービス提供体制の充実を図ります。

◆ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供基盤の充実に一層取り組むとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用した基盤整備を引き続き推進します。

◆ 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障がいのある子どものライフステージに応じた切れ目のない支援をするために、保健、医療、福祉、保育、教育、就労等関係機関との連携をより強化し、障がいのある子どもの支援の提供体制の充実を図ります。

◆ 地域共生社会の実現に向けた取り組み

障がいのある人、高齢者、子ども等対象ごとの状況に応じて、分野を問わず包括的に相談・支援を行う新しい福祉のまちづくりをめざし、障がいの有無にかかわらず地域で安心して生活していける地域福祉の充実及び地域共生社会の実現に向けた取り組みを検討していきます。

3 計画の基本目標

基本目標1 ともに育ち、ともに学ぶために

障がいのある人が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らしていくためには、自立と社会参加に必要な能力を培うための教育が重要です。障がいのある子どもへのきめ細やかで適切な支援のために、乳幼児期から学校卒業まで一貫した教育や療育を行い、教育的支援を推進します。

- ①障がいの早期発見・早期療育
- ②保育・教育の充実
- ③発達障がい等の理解と支援の充実
- ④放課後活動等の充実
- ⑤自立と社会参加のための支援

基本目標2 働く場や生きがいの創出のために

障がいのある人が地域で自立して生活していくためにも、就労は非常に大切です。障がいのある人の雇用の促進については、個人の進路先の選択、一般就労への移行を進めていくため、企業や関係機関等の支援体制の整備を図ります。

一方で、就職した後の支援や退職後の再訓練等、障がいのある人一人ひとりの状況に合わせた支援が行えるよう体制整備に努めます。

- ①雇用・就労の支援
- ②関係機関の連携と多様な就労機会の創出
- ③生きがいづくりの促進
- ④外出・移動の支援

基本目標3 すこやかなくらしのために

障がいのある人の保健医療施策では、早期発見・早期対応を行うことが特に重要です。障がいのある人の高齢化が進んでおり、高齢化に伴う様々な疾病等への対応も充実させる必要があります。

そのため、障がいのある人に対して、適切な保健サービス・医療・医学的リハビリテーション等を充実させ、保健・医療サービスの適切な提供に努めます。

また、難病患者や精神障がいのある人への支援の充実を図ります。

- ①保健・医療サービスの充実
- ②難病患者への支援
- ③精神保健福祉施策の推進

基本目標4 自立した生活をおくるために

障がいのある人の地域生活を支えるためには、生活支援体制の整備、福祉サービスの量的・質的な充実を図っていくことが必要です。相談支援や権利擁護等、本市では地域生活支援事業の推進を図ります。さらに、各種障害福祉サービスの基盤整備・充実に努め、障がいのある人の多様なニーズに対応します。また、福祉活動への支援やボランティアの育成にも力を入れていきます。

さらに、情報提供の充実を図り、地域生活の実現に向けた体制の確立に努めます。

- ①相談体制の充実
- ②情報提供体制の充実
- ③権利擁護体制の充実
- ④生活の場の確保
- ⑤ケアマネジメントのシステムづくり

基本目標5 安全で快適なくらしのために

安全・安心かつ生活に支障のない環境を整備することは、障がいのある人だけでなく、すべての住民にとっても大切なことです。そのため、ユニバーサルデザインの考え方のもとに福祉のまちづくりを進め、安全・安心な環境の整備を図ります。

また、近年、大規模な自然災害による被害が後を絶ちません。地域住民をはじめ様々な機関・団体と協働し、防災・防犯ネットワークの確立に努め、情報伝達や災害時の救援・救助体制の整備を図ります。

- ①だれもが住みやすいまちづくり
- ②だれもが暮らしやすい居住環境づくり
- ③防災・防犯対策の推進と安全・安心な地域づくり

基本目標6 共感しあえる地域づくりのために

障がいのある人の「自立と社会参加」を実現するためには、ノーマライゼーションの理念に基づき、住民がお互いを尊重しあい、差別や偏見のない地域社会を築いていくことが重要です。

このような社会を築いていくためには、行政だけでなく、企業、NPO等を含むすべての社会構成員が価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことが重要であり、住民一人ひとりの理解と協力をいかにして促進させていくかが最も大切なこととなります。そのためにはまず、人格や個性を尊重し合う共生社会の普及を図り、障がいのある人に関する住民理解を促進するための啓発活動を推進します。

- ①福祉の心・人権意識の高揚
- ②地域のふれあい、支えあいの促進
- ③地域ぐるみのネットワークづくりの推進

4 計画の施策体系

| 基本理念 | 障がいのある人もない人もともに安心して暮らせる 地域共生社会のまち 南丹市 | |
|-------------------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本目標 | 基本施策 | |
| 1 とともに育ち、ともに学ぶために | ▶ | <ul style="list-style-type: none"> (1) 障がいの早期発見・早期療育 (2) 保育・教育の充実 (3) 発達障がい等の理解と支援の充実 (4) 放課後活動等の充実 (5) 自立と社会参加のための支援 |
| 2 働く場や生きがいの創出のために | ▶ | <ul style="list-style-type: none"> (1) 雇用・就労の支援 (2) 関係機関の連携と多様な就労機会の創出 (3) 生きがいづくりの促進 (4) 外出・移動の支援 |
| 3 すこやかなくらしのために | ▶ | <ul style="list-style-type: none"> (1) 保健・医療サービスの充実 (2) 難病患者への支援 (3) 精神保健福祉施策の推進 |
| 4 自立した生活をおくるために | ▶ | <ul style="list-style-type: none"> (1) 相談体制の充実 (2) 情報提供体制の充実 (3) 権利擁護体制の充実 (4) 生活の場の確保 (5) ケアマネジメントのシステムづくり |
| 5 安全で快適なくらしのために | ▶ | <ul style="list-style-type: none"> (1) だれもが住みやすいまちづくり (2) だれもが暮らしやすい居住環境づくり (3) 防災・防犯対策の推進と安全・安心な地域づくり |
| 6 共感しあえる地域づくりのために | ▶ | <ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉の心・人権意識の高揚 (2) 地域のふれあい、支えあいの促進 (3) 地域ぐるみのネットワークづくりの推進 |

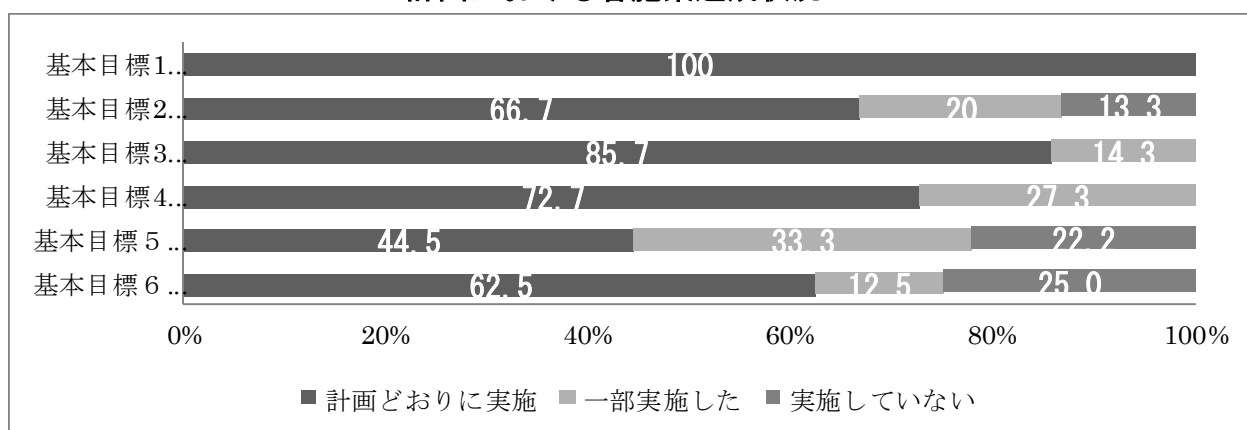
●計画における各施策の達成状況について

各施策達成状況を令和3年度末時点で「計画通りに実施した」「一部実施した」「実施していない・検討中」の3段階により評価を行いました。（※各施策担当部署での評価となります。）

全体で69項目ある施策の中で、52項目（75.4%）が「計画通りに実施した」となっています。また、「一部実施した」は11項目（15.9%）、「実施していない」は6項目（8.7%）となりました

令和3年度は、引き続きコロナ禍での取り組みとなりましたが、研修会や各関係機関との連携などはコロナ禍でも実施可能なスタイルを工夫することで充実を図ることができました。達成率を基本目標別に見ると、令和2年度は「計画通りに実施した」が94.7%であった「基本目標1：ともに育ち、ともに学ぶために」が100.0%となり、また、「基本目標5：安全で快適なくらしのために」についても、令和2年度の33.3%から令和3年度は44.5%への上昇となりました。しかしながら、「基本目標5」については依然達成率が低い状況であり、ハード面における環境整備の難しさが伺えます。その他の基本目標においては、達成率で比較すると令和2年度と同じ達成状況となりました。

計画における各施策達成状況



| 基本目標 | 計画通りに実施した | | 一部実施した | | 実施していない・検討中 | | 合計 | |
|------------------------|-----------|----|--------|----|-------------|----|----|----|
| | R2 | R3 | R2 | R3 | R2 | R3 | R2 | R3 |
| 年度 | | | | | | | | |
| 全体 | 50 | 52 | 13 | 11 | 6 | 6 | 69 | 69 |
| 【基本目標1】ともに育ち、ともに学ぶために | 18 | 19 | 1 | 0 | 0 | 0 | 19 | 19 |
| 【基本目標2】働く場や生きがいの創出のために | 10 | 10 | 3 | 3 | 2 | 2 | 15 | 15 |
| 【基本目標3】すこやかなくらしのために | 6 | 6 | 1 | 1 | 0 | 0 | 7 | 7 |
| 【基本目標4】自立した生活を送るた | 8 | 8 | 3 | 3 | 0 | 0 | 11 | 11 |
| 【基本目標5】安全で快適なくらしのために | 3 | 4 | 4 | 3 | 2 | 2 | 9 | 9 |
| 【基本目標6】共感しあえる地域づくりのために | 5 | 5 | 1 | 1 | 2 | 2 | 8 | 8 |